令和８年３月３日

<問い合わせ先>

住宅局建築指導課

住宅局参事官(建築企画担当)付

代表 03-5253-8111

木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年 12 月 20 日（土）から令和８年１月 18 日（日）までの期間において、木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※6の個人・団体から合計6件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	現行のアカマツ又はトドマツが属している樹種群（「D Fir-L」又は「S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir」）の基準強度よりも、改正案のアカマツ又はトドマツが属することとなる新設の樹種群（「JS A」又は「JS T」）の基準強度は低いものとなっているが、これはアカマツ又はトドマツを使用していることが明らかな既存建築物にとっては、実質的に規制強化となるため、既存建築物活用の観点から、当該既存建築物が増改築を行う際に係る緩和措置を設ける予定はないのか。	今回の改正においては、既存建築物に対する特別の緩和措置を設ける予定はございません。 なお、既存建築物に対する制限緩和は、建築基準法第 86 条の 7 に規定されており、増改築部分が既存部分と一体である場合は、新たな樹種群の基準強度を用いて構造計算を実施する必要があり、増築部分が既存部分とエキスパンションジョイント等の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合等にあっては、既存部分については、平成 17 年国土交通省告示第 566 号に定める方法によることができます。
2	今回の改正において、樹種群「D Fir-L」又は「S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir」の基準強度に変更はないため、既に型式適合認定を取得している型式で、これらの樹種群を使用材料としているものについては、本告示の施行日以降も、建築基準法第6条の4第1項第2号に掲げる建築物として同項に規定する建築確認の特例を受けることができるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 なお、本告示の施行日以降に、建築確認の特例を受けようとする場合であって、アカマツ又はトドマツを使用する場合は、樹種群「JS A」又は「JS T」を使用材料とした型式適合認定を取得している必要があります。
3	新設される樹種群について、当該樹種群に係るヤング係数（基準弾性係数）や接合具の強度値を示していただきたい。	今後、現行の樹種群に係るヤング係数及び接合具の強度値をお示ししている解説書等において、新設する樹種群「JS A」及び「JS T」に係る当該係数等をお示しする予定です。
4	アカマツ又はトドマツだけでなく、樹種群「D Fir-L」又は「S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir」に属するその他の樹種についても、強度試験を実施の上、必要に応じて基準強度を修正するべきではないか。	その他の樹種についても、今回と同様の見直しがある場合は、ご意見を参考とさせて頂きます。